

### フレッシュランド西多摩か らのお知らせ

#### ■写真作品展

フォト・まいまいずによる風景写真作品展を開催します。

【期間】 8月9日(火)～21日(日)

#### ■教室案内

- ①フラダンス教室：毎週水曜日午後1時～2時
- ②ヨガ教室：毎週木曜日午後1時30分～2時30分

【参加費】(1回)①②とも福生市、青梅市、羽村市、瑞穂町在住の方800円、その他に在住の方1,100円

※参加費は、教室と入浴3時間のセット料金です。回数券、サービス券などは利用できません。

【問合せ】フレッシュランド西多摩 ☎ 570・2626

※ホームページ (<http://www.nishiei.or.jp/freshland/>) もご覧ください。

### 男女共同参画情報誌「あなたとわたし」市民編集員を募集します

男女共同参画情報誌「あなたとわたし」は、市民の皆さんに男女共同参画社会について意識と関心を深めていただくことを目的として、年3回発行しています。



この情報誌は、市民編集員が中心となって誌面の企画・取材・記事作成を行います。

【応募資格】市内在住・在勤の方。年齢、性別、経験を問いません。※無報酬です。

【申込み】随時受け付けています。応募用紙(市役所第二棟2階協働推進課・1階情報スペースにあり)を記入の上、必要事項を記入の上、協働推進課へ。応募用紙は市ホームページからダウンロードすることもできます。

【問合せ】協働推進課 ☎ 551・1590

### 調査・測量のお知らせ

次の地区で、土地の境界を明確にするため、国土調査法に基づく「地籍調査」を実施することになりました。なおお知らせします。

【実施内容】道路と民地の境界杭等の状況を調査・測量し、官民境界線を確認する事業です。実施に当たり、土地所有者等の立ち会いや民地に立ち入ることもあります。

【実施期間】平成28年8月上旬～平成29年3月中旬

#### 【実施区域】

- ・福生市大字福生1974番地～1992番地
- ・福生市大字福生2020番地～2169番地(下図のとおり)

※ただし、次の地番を除きます。

- ・福生市大字福生2053～2151番地、及び
- 2152、2167

2169番地の一部



【実施機関】道路公園課管理グループ ☎ 551・1969

### 犬の飼い主へのお願い

公園内及び道路に犬のふんが多く、利用者が大変迷惑をしています。ふんは放置したり、その場に埋めたりせず、飼主が責任を持って持ち帰りましょう。



また尿の処理は、ペットボトル等に水を入れて持ち歩き、排泄した場所を水で洗い流しましょう。福生市清潔で美しいまちづくり条例に伴い、犬の飼いは、排泄したふんを適正に処理しなければならぬことになっています。

なお、散歩の際は必ずひき綱を付け、公園内でも離さないでください。公園は犬の苦手な人や小さい子どもたちも利用します。みんなが安心して公園を利用できるようにご協力をお願いします。

### ▼悪質業者にご注意ください！

市から依頼されたように、個人の宅地内の排水設備(トイレなど宅内下水管等)の清掃、点検を言葉巧みに勧誘する訪問業者が増えています。

市が公共汚水桝までの個人宅内の排水設備を清掃、点検したり、業者にそのような依頼をすることはありません。そうした際は、身分証明書の確認や連絡先の確認をするなど慎重に対応し、十分にご注意ください。

また不審に思うようなことがあれば、施設課下水道グループへご連絡ください。

### ▼あなたのポケットに雨情報を！

東京都下水道局が提供しているウェブサービス「東京アメッシュ」では、雨の降っている地域が分かります。夕立が気になるところでも、雨模様を確認できますのでご利用ください。

▼「東京アメッシュ」ホームページ (<http://tokyo-amesh.jp/>)

## 平成28年度臨時福祉給付金等の申請受付について

臨時福祉給付金、年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)の申請受付を開始します。平成26年4月の消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に臨時福祉給付金を、また「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方に年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)を支給します。

### ①臨時福祉給付金

【支給対象】基準日(平成28年1月1日)時点で福生市に住民票がある方で、平成28年度分の市民税(均等割)が課税されていない方(住民税が課税されている方の扶養となっている場合や生活保護の受給者である場合などは対象となりません)。

【支給額】1人につき3,000円(1回限り)

### ②年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)

【支給対象】①の臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害・遺族基礎年金を受給している方(高齢者向け給付金3万円を受給された方は除きます)。

【支給額】1人につき30,000円(1回限り)

### ①②共通

【申請方法】臨時福祉給付金支給対象者に該当すると思われる方に対し、8月中旬に申請書を直接郵送しますので、必要事項を記入し、本人確認のための保険証

の写し等、必要書類を添付のうえ、郵送または受付窓口(市役所1階)で申請してください。年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)に該当する方は併せて申請してください。

※基準日に福生市に住民票のない方は、基準日に住民票のある市区町村が申請先となります。

【申請期間】8月16日(火)～11月30日(水)

### ※配偶者からの暴力を理由に避難している方について

事情により、基準日(平成28年1月1日)時点で住民票を移すことができていない方で一定の要件を満たす方は、申し出ていただくことにより、実際にお住まいの市区町村で給付申請を行うことができる場合がありますので、ご相談ください。

### ▼臨時福祉給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください

- ・市や厚生労働省などの職員がATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ・市や厚生労働省の職員が「臨時福祉給付金」を支給するために、手数料などの振り込みを求めことは絶対にありません。

【問合せ】社会福祉課庶務・福祉計画担当 ☎ 551・1735、福生市臨時福祉給付金コールセンター ☎ 0570・056・234 ※コールセンターは8月16日(火)から開設

## 9月の女性悩みごと相談 ～羽村市との共同事業～

【日時・場所】<福生市> 14日(水)・28日(水)午前9時～午後1時・市役所1階第1相談室

<羽村市> 7日(水)・21日(水)午後1時30分～4時30分・羽村市役所1階市民相談室

【申込み】福生市・羽村市在住の女性の方でしたらどちらの市へも申込み可能です。予約制で先着3人まで。予約は相談日の1か月前から福生市秘書広報課 広報広聴係 ☎ 551・1529、羽村市市民相談係 ☎ 555・1111(内線199)へ。

